

テイク・スラッシュ合同会社（ぶどうの森長岡東神田）

介護職員に対する処遇改善加算金の支給に関する規程

（目的）

第1条 この規程は、テイク・スラッシュ合同会社（以下「法人」という。）給与規定に規定する給与とは別に、厚生労働省が平成24年度から創設した介護職員処遇改善加算制度（以下「介護職員処遇改善加算制度」という。）に基づき法人の介護職員に対し支給する処遇改善加算金（以下「介護職員処遇改善加算金」という。）について必要な事項を定めるものとする。

（支給対象者）

第2条 法人の常用職員又は有期雇用職員等の雇用形態の別を問わず、厚生労働省の定める介護職員等特定処遇改善加算金の支給対象職員を対象とする。但し、研修等で職員として在籍していない者を除く。

（支給額）

第3条 介護職員処遇改善加算金の支給額は、介護職員処遇改善加算制度による加算見込額の範囲内において、常用職員又は有期契約職員の別に法人が定める額とする。

（支給日）

第4条 介護職員処遇改善加算金の支給は、法人が定めた以下の支払い方法のいずれかで支給する。

ア 毎月の給与支給日に手当（一時金）として給与に上乗せして支給する。

イ 原則年2回（7月、12月）に当年分を給与規定に規定する給与とは別に賞与として支給する。

（在籍の限定）

第5条 介護職員処遇改善加算金は、支給日現在に在籍していない者については、支給しない。

（キャリアパス）

第6条 職位、職責、及び職務内容に応じた任用要件、賃金体系については、別表のキャリアパスに定める。

（昇給）

第7条 昇給は資格や勤務評価によるものとし、別表の通り定める。

（その他）

第8条 この規程は、介護職員処遇改善加算制度が終了すると同時に廃止するものとする。

附則

1.この規程は、令和6年4月1日から施行する。

令和 6 年度 6 月より廃止

介護職員等特定処遇改善加算金の支給に関する規定

(目的)

第 1 条 この規程は、テイク・スラッシュ合同会社（以下、「法人」という。）賃金規程に規定する賃金とは別に、厚生労働省が創設した介護職員等特定処遇改善加算制度（以下、「特定加算制度」という。）に基づき法人の介護職員等に対し支給する特定処遇改善加算金（以下、「特定加算金」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(支給対象者)

第 2 条 法人の常用職員又は有期雇用職員等の雇用形態の別を問わず、厚生労働省の定める介護職員等特定処遇改善加算金の支給対象職員を対象とする。但し、研修等で職員として在籍していない者を除く。

(支給額)

第 3 条 特定加算金の支給は、加算金の振込額に応じて、法人が定めた額を支給する。

- 2 支給額は法定の 3 段階それぞれ ABC に分類し、其々の平均支給額は $A > B > C$ とする。C は B の最大半分までを最大値とする。
- 3 其々の段階における配分は、介護に携わった評価による。

(支給)

第 4 条 特定加算金の支給は、法人が定めた以下の支払い方法のいずれかで支給する。

- 2 毎月の給与支給日に手当（一時金）として給与に上乘せして支給する。
- 3 原則年 2 回（7 月、12 月）に当年分を給与規定に規定する給与とは別に賞与として支給する。

(在籍の限定)

第 5 条 特定加算金の支給は、給与の算定期間に在籍している者を対象とする。

(経験・技能のある介護職員の基準)

第 6 条 経験・技能のある介護職員の基準は、原則、勤続 10 年以上の介護福祉士とする。但し、勤続年数には他の介護施設等の経験年数を含むことができる。

2 勤続 10 年未満での介護福祉士であっても、特別技能が優れている者として法人が判断した場合は、10 年以上の経験がある者として見做す。

3 10 年以上の勤務とみなす場合は、当社にて 6 か月以上勤務実態があり、以下のいずれかを満たす場合経験、技能がある人材と認めるものとする

1. 他の福祉、介護事業所での勤務実績と合計すると 10 年以上の勤務実績がある場合
2. 以下のすべてを満たすもの

(ア) 直属の上司と面接を行い、一定の評価を得たもの

(イ) サービス管理責任者と OJT を行い、適正な支援が行えると判断されたもの

(ウ) 自身が関わる福祉サービス運営及び指定にかかわる施設の指定基準、人員配置基準を理解しているもの

(その他)

第7条 この規程は、特定加算制度が終了すると同時に廃止するものとする。

附則

1. この規程は、令和6年4月1日から施行する。

【クラス分類】

Aクラス = 介護福祉士資格所有者
介護経験 10 年以上又は同等の技能を有する者

Bクラス = Aクラス以外の介護福祉士、その他の介護職員

Cクラス = 介護職以外の職員で年収440万円以下の者
看護職員・機能訓練指導員 ケアマネ・生活相談指導員・管理栄養士等 事務員・その他職員

上記説明を受けましたことを確認いたしました。

住所

氏名